

同時発表 自動車局整備課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年4月17日

北陸信越運輸局

自動車検査証の有効期間を伸長します（対象地域の追加）

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く40道府県（以下、「追加対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が追加されたことに伴い、追加対象地域においても、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

追加対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が、4月17日から5月31日までのもの

※ 令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2年4月30日を満了する日としたものを含む。

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成32年5月31日
------------	------------

○措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



<お問い合わせ先>

国土交通省

新潟運輸支局	検査・整備・保安部門	わたなべ 渡辺・ ありなみ 有波	TEL : 025-285-3125
長野運輸支局	検査・整備・保安部門	あしざわ 芦沢・ しみず 清水	TEL : 026-243-5525
富山運輸支局	検査・整備・保安部門	ひやつこく 百石・ むらい 村井	TEL : 076-423-0892
石川運輸支局	検査・整備・保安部門	かつみ 勝見・ すがい 菅井	TEL : 076-208-6000
北陸信越運輸局	自動車技術安全部 技術課	ささき 佐々木・ にわ 丹羽	TEL : 025-285-9155

(参考1)

○今回の自動車検査証の有効期間の伸長措置

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
4月16日	全国 (令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により対象となっている7都府県を除く)	令和2年4月17日～ 5月31日	令和2年6月1日

○これまでの自動車検査証の有効期間を伸長措置（新型コロナウイルス感染症対策）

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
2月28日	全国一律	令和2年2月28日～3月31日	令和2年4月30日
4月7日	東京都	令和2年4月8日～5月31日	令和2年6月1日
	埼玉県		
	千葉県		
	神奈川県		
	大阪府		
	兵庫県		
	福岡県		

(参考 2) 参照条文

道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）（抜粋）

- 第 61 条の 2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考 3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和 2 年 4 月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 4 月 8 日から 5 月 31 日までの自動車について、令和 2 年 6 月 1 日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和 2 年 2 月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 2 月 28 日から 3 月 31 日までの自動車について、全国一律に令和 2 年 4 月 30 日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和元年 10 月台風第 19 号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する車両について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の 2 週間後の日の翌日まで伸長。
- 令和元年 10 月台風第 19 号の被害に伴い宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域に使用の本拠を有する車両について最大 2 ヶ月伸長。
- 令和元年 9 月台風第 15 号の被害に伴い袖ヶ浦自動車検査登録事務所及び千葉県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大 1 ヶ月伸長。

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、
下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間
の満了する日が、令和2年4月17日から同年5月31日までのものは、令和2年6月
1日をもって満了するものとする。

記

新潟県

令和2年4月16日

北陸信越運輸局新潟運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、
下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間
の満了する日が、令和2年4月17日から同年5月31日までのものは、令和2年6月
1日をもって満了するものとする。

記

長野県

令和2年4月16日

北陸信越運輸局長野運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、
下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間
の満了する日が、令和2年4月17日から同年5月31日までのものは、令和2年6月
1日をもって満了するものとする。

記

富山県

令和2年4月16日

北陸信越運輸局富山運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、
下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間
の満了する日が、令和2年4月17日から同年5月31日までのものは、令和2年6月
1日をもって満了するものとする。

記

石川県

令和2年4月16日

北陸信越運輸局石川運輸支局長